

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中之条町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

群馬県中之条町長

## 公表日

令和7年3月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当対象者の資格管理、各種届出、支給に関する事務を行う。 ①新規、額改定、消滅、変更届等の各審査、認定事務 ②支払事務 ③現況届受付、審査事務 ④交付金等集計報告  ・窓口、電話、郵送、マイナポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請機能、マイナポータルのお知らせ機能、申請管理システムにて書類の受領、内容確認や通知等を行う。
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(住登外者宛名番号管理機能)、マイナポータルびったりサービスのサービス検索、電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル、児童手当児童ファイル、宛名情報ファイル、支払ファイル、所得ファイル、マイナポータルびったりサービスの電子申請機能からの申請ファイル、住登外宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表81、134、135項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく中之条町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年中之条町条例第38号)第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令  1 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条 表106、107項  2 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条 表42、125、141、161項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉課
②所属長の役職名	住民福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中之条町役場 総務課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話0279-75-8846
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中之条町役場 総務課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話0279-75-8846
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月25日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月25日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人の手が介在する局面ごとに、以下のような対応事項を徹底している。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合に行う、住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人事異動の際には必ず児童手当システムの権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。児童手当システムへのアクセスが可能な職員は、2段階認証(パスワード・静脈認証)によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿(特定個人情報事務取扱担当者名簿)を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、システムの制限としては、職員に対して使用できる権限と端末への権限と2つ設定しているため、これらの2つの権限が一致しなければ使用できなくなっている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用させるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	様式変更				
令和6年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	児童手当法に基づき、児童手当、特例給付対象者の資格管理、各種届出、支給に関する事務を行う。 ①新規、額改定、消滅、変更届等の各審査、認定事務 ②支払事務 ③現況届受付、審査事務 ④交付金等集計報告 ・窓口、電話、郵送、マイナポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請機能、マイナポータルのお知らせ機能にて書類の受領、内容確認や通知等を行う。	児童手当法に基づき、児童手当対象者の資格管理、各種届出、支給に関する事務を行う。 ①新規、額改定、消滅、変更届等の各審査、認定事務 ②支払事務 ③現況届受付、審査事務 ④交付金等集計報告 ・窓口、電話、郵送、マイナポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請機能、マイナポータルのお知らせ機能、申請管理システムにて書類の受領、内容確認や通知等を行う。	事後	児童手当法の改正による変更
令和6年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一の56項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表81、134、135項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	見直しにより訂正
令和6年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二 第26、30、87項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19、44条 2 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二 第74、75項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条	・番号法第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 1 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条 表106、107項 2 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条 表42、125、141、161項	事後	見直しにより訂正
令和6年10月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	1,000人以上1万人未満 令和5年9月1日 時点	1万人以上10万人以下 令和6年10月1日 時点	事後	児童手当法の改正による変更
令和6年10月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	児童手当法の改正による変更
令和6年10月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	記載あり	事後	新様式に合わせた変更
令和6年10月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	記載あり	事後	新様式に合わせた変更
令和7年3月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、マイナポータルびったりサービスのサービス検索、電子申請機能、申請管理システム	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(住登外者宛名番号管理機能)、マイナポータルびったりサービスのサービス検索、電子申請機能、申請管理システム	事後	見直しにより訂正
令和7年3月25日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	児童手当受給者ファイル、児童手当児童ファイル、宛名情報ファイル、支払ファイル、所得ファイル、マイナポータルびったりサービスの電子申請機能からの申請ファイル	児童手当受給者ファイル、児童手当児童ファイル、宛名情報ファイル、支払ファイル、所得ファイル、マイナポータルびったりサービスの電子申請機能からの申請ファイル、住登外宛名ファイル	事後	見直しにより訂正
令和7年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表81、134、135項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表81、134、135項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく中之条町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年中之条町条例第38号)第4条	事後	見直しにより訂正
令和7年3月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	令和7年3月25日 時点	事後	見直しにより訂正
令和7年3月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	令和7年3月25日 時点	事後	見直しにより訂正